

国指定^{もりよしざん}森吉山鳥獣保護区
更新計画書

平成25年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定森吉山鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

秋田県北秋田市所在国有林1012林班い、ろからほまで、とからり1まで、ぬからる1まで、わからた2まで、れ1、やからけまで、ふ1からてまで、イ及びロの各小班、1013林班い、い1及びい4からい6までの各小班、1014林班いからはまで、え1、え2、て1及びて2の各小班、1023林班いからる7まで及びわからたまでの各小班、1027林班、1028林班や3からきまでの各小班、1029林班、1030林班いからる10まで、わからうまで及びイの各小班、1031から1034までの各林班、1040林班いからるまで、わからなまで及びやからてまでの各小班、2015林班、2018林班ろ1からへまでの各小班並びに2019林班いからほまで及びイの各小班的区域、同市森吉字森吉山麓高原1ー1から1ー3までの区域並びに同市所在太平湖の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで(20年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林を始めとする広葉樹を主体とする森林からなり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類の大型のキツツキ類であるクマゲラが繁殖している。本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該区域のほか白神山地等の東北地方北部の一部の地域に限られており、当該区域は本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林における生態系の指標種とされ、同レッドリストに掲載されているクマタカ及びオオタカの生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。

このように、当該区域はクマゲラ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥類生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥類生息地の保護区として、クマゲラ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 3) 違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 4) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 5) 森吉山野生鳥獣センターを拠点として、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。
- 6) 関係行政機関で構成される森吉山野生鳥獣センター運営協議会を通じて、情報共有及び連携の確保に努める。

3 更新の理由

当該鳥獣保護区には絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、準絶滅危惧のオオタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧Ⅱ類であり文化財保護法に基づく天然記念物であるクマゲラ等の希少な鳥類が生息し、今後もこれら希少な鳥類を保護する必要があることから更新を行うものである。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,598 ha (6,616ha) ※面積精査による(区域変更なし)

内 訳

ア 形態別内訳

林 野 5,732 ha

水 面 360 ha

その他 506 ha (524ha)

イ 所有者別内訳

(5,749 ha)

国有地 5,750 ha

{	国有林—林野庁所管 5,732 ha	{	制限林地 5,732 ha	(2,438 ha)	{	保安林 5,729 ha	(2,438 ha)
			普通林地 - ha	(3,294 ha)		砂防指定地 - ha	(0 ha)
						その他 3 ha	
			(17 ha)				
		国有林以外の国有地（環境省） 18 ha					

地方公共団体有地 488 ha	{	秋田県有地 488 ha	(507 ha)
		市町村有地 - ha	

公有水面 360 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （名称：森吉山県立自然公園）	{	特別保護地区 - ha	(6,616 ha)
		特別地域 6,092 ha	(6,111 ha)
		普通地域 506 ha	(505 ha)

文化財保護法による地域 597 ha
（名称：桃洞・佐渡のスギ原生林（国指定天然記念物））

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、北は太平湖から南は桃洞溪谷付近まで南北に広がる形となっている。

イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝等の瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈している。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年（最高約250～350年）、胸高長径60～100cm、樹高20～30mの壮齢樹林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域（1,100m以上）では、オオシラビソが優占種となっている。

エ 動物相の概要

動物については、ブナを始めとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、クマタカ、オオタカ等希少鳥類を含む15目37科101種の鳥類が確認され、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等4目5科6種の哺乳類が確認された。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、原野、水面となっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 29本

(2) 案内板 7基

別紙1 国指定森吉山鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	6,616ha	- 18ha	6,598ha	1,573ha	ha	1,573ha	ha	ha	ha
└ 林野	5,732ha	ha	5,732ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	360ha	ha	360ha	360ha	ha	360ha	ha	ha	ha
└ その他	524ha	- 18ha	506ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

() は、保安林と重複する面積で内書

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	5,749ha	1ha	5,750ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 国有林	5,732ha	ha	5,732ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	5,732ha	ha	5,732ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 制限林	2,438ha	3,294ha	5,732ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 保安林	2,438ha	3,291ha	5,729ha	1,213ha	ha	1,213ha	ha	ha	ha
└ 其他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	3,294ha	-3,294ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他省庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	17ha	1ha	18ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他省庁所管	17ha	1ha	18ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	507ha	- 19ha	488ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 都道府県有地	507ha	- 19ha	488ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	507ha	- 19ha	488ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	360ha	ha	360ha	360ha	ha	360ha	ha	ha	ha
計	6,616ha	- 18ha	6,598ha	1,573ha	ha	1,573ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	6,616ha	- 18ha	6,598ha	1,573ha	ha	1,573ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	6,111ha	- 19ha	6,092ha	1,573ha	ha	1,573ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	505ha	1ha	506ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	597ha	ha	597ha	229ha	ha	229ha	ha	ha	ha

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科		ヤマドリ キジ	
【カモ目】	カモ科		コハクチョウ オシドリ マガモ カルガモ コガモ シノリガモ カワアイサ	DD LP
【ハト目】	ハト科	○	キジバト アオバト	
【カツオドリ目】	ウ科		カワウ	
【ペリカン目】	サギ科		アオサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ○ ○	ジュウイチ ホトトギス ツツドリ カッコウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科		ヨタカ	NT
【アマツバメ目】	アマツバメ科		ハリオアマツバメ アマツバメ	
【チドリ目】	シギ科		ヤマシギ クサシギ	
【タカ目】	ミサゴ科		ミサゴ	NT
	タカ科		ハチクマ トビ ツミ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ クマタカ	NT NT NT 国内希少・NT VU 国内希少・EN
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク アオバズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	○	アカショウビン カワセミ ヤマセミ	
【キツツキ目】	キツツキ科	○ ○ ○ ○ ○	コゲラ オオアカゲラ アカゲラ クマゲラ アオゲラ	国内希少・VU
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科		チョウゲンボウ	
【スズメ目】	モズ科		モズ	
	カラス科	○ ○ ○	カケス ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	クイタダキ科		クイタダキ	
	シジュウカラ科	○ ○ ○ ○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ヒバリ科	○	ヒバリ	
	ツバメ科		ツバメ イワツバメ	
	ヒヨドリ科		ヒヨドリ	
	ウグイス科	○	ウグイス ヤブサメ	
	エナガ科		エナガ	

目	科	種または亜種	種の指定等	
【スズメ目】	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ		
	メジロ科	メジロ		
	ヨシキリ科	オオヨシキリ		
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ		
	キバシリ科	キバシリ		
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ		
	カワガラス科	○ カワガラス		
	ヒタキ科	マミジロ		
		トラツグミ		
		○ クロツグミ		
		マミチャジナイ		
		シロハラ		
		アカハラ		
		ツグミ		
		コマドリ		
		コルリ		
		ルリビタキ		
		ノビタキ		
		コサメビタキ		
		○ キビタキ		
	○ オオルリ			
イワヒバリ科	イワヒバリ			
スズメ科	スズメ			
セキレイ科	○ キセキレイ			
	○ ハクセキレイ			
	セグロセキレイ ビンズイ			
アトリ科	アトリ			
	カワラヒワ			
	マヒワ			
	ベニマシコ			
	ウソ			
	シメ イカル			
ホオジロ科	○ ホオジロ			
	ホオアカ			
	カシラダカ			
	ミヤマホオジロ			
	アオジ クロジ			
合計	15 目	37 科	101 種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【ネコ目】	イタチ科	○ ホンドテン ニホンアナグマ	
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	
【ウシ目】	ウシ科	○ ニホンカモシカ	国特天
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス	
【ウサギ目】	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	
合計	4 目 5 科	6 種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群（東北地方以北のシノリガモ繁殖個体群）

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保の護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。